

富津市自主防災組織結成及び防災資機材交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定及び富津市地域防災計画に基づき、自主防災活動の充実を図るため、自主防災組織を結成し、当該組織が行う防災活動に必要な防災資機材（以下「資機材」という。）を交付し、もって災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、自主防災を目的に行政区等を単位として組織される団体であつて、市長に届出のあつた組織をいう。

(自主防災組織結成の届出)

第3条 自主防災組織を結成しようとするものは、富津市自主防災組織結成届出書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出るものとする。

- (1) 自主防災組織規約
- (2) 自主防災組織防災計画
- (3) 自主防災組織活動計画書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更の届出)

第4条 自主防災組織は、次に掲げる事由が生じたときは、富津市自主防災組織変更届出書（別記第2号様式）により市長に届け出るものとする。

- (1) 自主防災組織の名称の変更
- (2) 自主防災組織の代表者の変更
- (3) 自主防災組織規約又は自主防災組織防災計画の変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(資機材の交付)

第5条 市長は、予算の範囲内において、別表に掲げる資機材を基準とし、自主防災組織が必要とするものを交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる資機材は、交付の対象としない。

- (1) 非常食、飲料水等の短期間に消耗する消耗品と認められるもの
- (2) 住民個人の使用に帰する資機材
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

(資機材の交付の申請)

第6条 資機材の交付を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「申請者」という。）は、富津市自主防災組織防災資機材交付申請書（別記第3号様式）に自主防災組織活動計画書を添えて市長に申請しなければならない。

(審査及び決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、富津市自主防災組織防災資機材交付決定（却下）通知書（別記第4

号様式)により申請者に通知するものとする。

(受領書の提出)

第8条 資機材の交付を受けた申請者は、富津市自主防災組織防災資機材交付受領書(別記第5号様式)により市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、自主防災組織が偽りその他不正の手段により資機材の交付を受けたときは、交付決定を取り消し、既に交付した資機材を返還させることができる。

(適正な維持管理)

第10条 自主防災組織は、交付された資機材の保管責任者を定め、常に良好な状態で使用できるよう管理しなければならない。

(防災訓練の実施)

第11条 自主防災組織は、毎年1回以上、交付された資機材を使用して防災訓練を実施しなければならない。

2 防災訓練を実施した自主防災組織は、富津市自主防災組織防災訓練実施届出書(別記第6号様式)により市長に届け出るものとする。ただし、市において防災訓練の実施内容を確認できる場合は、当該届出を省略することができる。

(譲渡の禁止)

第12条 自主防災組織は、交付された資機材を他に譲渡してはならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、資機材の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第5条関係）

目 的	防災資機材
情報収集・伝達用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック（安否・被害状況等、情報収集・提供の際に用いる筆記用具として）等
初期消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、簡易防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ等
水 防 用	救命ボート、救命胴衣、防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋等
救 出 用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェンブロック、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、防煙・防塵マスク等
救 護 用	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベッド等
避難所・避難用	リヤカー、車いす用避難器具、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易（携帯）トイレ、寝袋、組立式シャワー等
給食・給水用	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽等
訓練・防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、119番訓練用装置、組立式水槽、煙霧機、視聴覚機器（ビデオ・映写機等）、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生用訓練人形、住宅用訓練火災警報器等
そ の 他	簡易資機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器、除雪機等

別記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

富津市長 様

所在地
自主防災組織名
代表者氏名
連絡先電話番号

富津市自主防災組織結成届出書

富津市自主防災組織結成及び防災資機材交付要綱第3条の規定により、下記のとおり自主防災組織を結成しましたので届け出ます。

記

1 自主防災組織の概要

自主防災組織名	
自治会名	
組織構成世帯数	世帯
設立年月日	年 月 日

2 添付書類

- (1) 自主防災組織規約
- (2) 自主防災組織防災計画
- (3) 自主防災組織活動計画書
- (4) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

富津市長 様

所在地
自主防災組織名
代表者氏名
連絡先電話番号

富津市自主防災組織変更届出書

富津市自主防災組織結成及び防災資機材交付要綱第4条の規定により、 年
月 日付で下記の事項に変更がありましたので、届け出ます。

記

1 変更事由

変更事項	変更の有無
(1) 自主防災組織の名称	有 ・ 無
(2) 自主防災組織の代表者	有 ・ 無
(3) 自主防災組織規約又は自主防災組織防災計画	有 ・ 無
(4) その他	有 ・ 無

2 変更内容

新	
旧	

※ 自主防災組織規約又は自主防災組織防災計画を変更する場合は、変更後の規約又は防災計画を添付すること。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

富津市長 様

所在地
自主防災組織名
代表者氏名
連絡先電話番号

富津市自主防災組織防災資機材交付申請書

富津市自主防災組織結成及び防災資機材交付要綱第6条の規定により、下記のとおり防災資機材の交付を受けたく申請します。

記

申請する資機材	数量	備考

第4号様式（第7条関係）

富津市指令第 号
年 月 日

自主防災組織名
代表者氏名 様
富津市長

富津市自主防災組織防災資機材交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった自主防災資機材の交付については、
富津市自主防災組織結成及び防災資機材交付要綱第7条の規定により、次のとおり
決定（却下）する。

記

1 決定

交付する資機材	数量	備考

2 却下
理由

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

富津市長 様

所在地
自主防災組織名
代表者氏名
連絡先電話番号

富津市自主防災組織防災資機材交付受領書

富津市自主防災組織結成及び防災資機材交付要綱第8条の規定により、下記のとおり防災資機材を受領しましたので提出します。

記

受領した資機材	数量	備考

年 月 日

富津市長 様

所在地
自主防災組織名
代表者氏名
連絡先電話番号

富津市自主防災組織防災訓練実施届出書

富津市自主防災組織結成及び防災資機材交付要綱第11条の規定により、下記のとおり防災訓練を実施しましたので届け出ます。

記

訓練項目	訓練内容
実施日	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
実施場所	
内容	1 総合訓練 2 個別訓練 3 その他 ()
訓練参加人員	人
備考	

